

生活福祉資金の貸付対象の拡大について

1 趣旨

消費税増税に伴い、生活資金の不足等の不安を抱える低所得者に対するセーフティネットの強化策として、総合的な資金援助を行っている「生活福祉資金」の貸付要件を緩和し、貸付対象者の枠を拡げる制度改正を行う。

2 改正点

「低所得者世帯」向けの貸付要件の緩和

〈現行〉

世帯収入が生活扶助基準の「1.7倍以内」

〈改正後〉

世帯収入が生活扶助基準の「2.0倍以内」

3 実施時期

平成26年1月

4 制度概要

○対象者

低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯

○実施主体

県社会福祉協議会

○窓口

市町村社会福祉協議会

○貸付内容

- ・失業等、日常生活全般に困難を抱えた世帯に、継続的な相談支援と併せて生活再建に必要な生活資金
- ・日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要な資金